

Zadara Cloud Storage サービス契約約款

令和7年2月14日

KDDI 株式会社

目次

第1章 総則	3
第1条 約款等の適用	3
第2条 約款の変更	3
第3条 用語の定義	3
第2章 Zadara Cloud Storage サービスの提供区間等	6
第4条 Zadara Cloud Storage サービスの提供区間等	6
第3章 Zadara Cloud Storage サービス契約	7
第5条 契約の単位	7
第6条 共同契約	7
第7条 契約申込の方法	7
第8条 契約申込の承諾	7
第9条 Zadara Cloud Storage サービスのバーチャルプライベートストレージ レイの利用の一時中断	8
第10条 Zadara Cloud Storage サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止	8
第11条 破産等による Zadara Cloud Storage サービス契約の解除	8
第12条 Zadara Cloud Storage サービス契約者が行う Zadara Cloud Storage サ ービス契約の解除	8
第13条 当社が行う Zadara Cloud Storage サービス契約の解除	9
第14条 Zadara Cloud Storage サービス又は付加機能の提供ができなくなった場 合の措置	9
第15条 契約内容の変更	9
第16条 その他の提供条件	10
第4章 付加機能	11
第17条 付加機能の提供	11
第18条 付加機能の廃止	11
第5章 利用中止等	12
第19条 Zadara Cloud Storage サービスの利用中止	12
第20条 Zadara Cloud Storage サービスの利用停止	12
第6章 通信	13
第21条 通信利用の制限等	13
第7章 料金等	14
第1節 料金	14
第22条 料金	14
第2節 料金の支払義務	14
第23条 定額利用料の支払義務	14
第24条 利用料の支払義務	14
第3節 料金の計算方法等	16
第25条 料金の計算方法等	16
第26条 割増金	16
第27条 延滞利息	16
第8章 保守	17

第 28 条	修理又は復旧の順位.....	17
第 9 章	損害賠償.....	18
第 29 条	損害賠償.....	18
第 30 条	免責.....	18
第 10 章	雑則.....	19
第 31 条	承諾の限界.....	19
第 32 条	利用に係る Zadara Cloud Storage サービス契約者の義務.....	19
第 32 条	の 2 Zadara Cloud Storage サービス契約者に係る情報の取得.....	19
第 33 条	Zadara Cloud Storage サービス契約者の氏名等の通知.....	19
第 34 条	Zadara Cloud Storage サービス契約者に係る情報の利用.....	20
第 35 条	Zadara Cloud Storage サービス契約者のコンテンツの移動等.....	21
第 36 条	閲覧.....	21
第 37 条	料金等の請求その他提供条件.....	21
第 11 章	附帯サービス.....	22
第 38 条	付帯サービス.....	22
別記		23
料金表		26
別表	機能一覧.....	34

第1章 総則

第1条 約款等の適用

当社は、この Zadara Cloud Storage サービス契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、本約款と特定事業者が定める別に定める規約等により Zadara Cloud Storage サービス（当社が本約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

- 2 前項のほか、当社は、Zadara Cloud Storage サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を本約款により提供します。

第2条 約款の変更

当社は、民法の定めに従い、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

- 2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 22 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

第3条 用語の定義

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使います。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
特定事業者	Zadara Storage Inc.
Zadara Cloud Storage サービス取扱所	Zadara Cloud Storage サービスに関する業務を行う当社の事業所
バーチャルプライベートストレージアレイ	Zadara Cloud Storage サービスのストレージを当社が提供する際に最小の単位として当社が定めるもの
サイト	当社のZadara Cloud Storage サービス取扱のうち、Zadara Cloud Storage サービスを提供する為に必要なバーチャルストレージアレイを構成する設備並びにその付帯設備が設置されている場所

Zadara Cloud Storage サービス設備Ⅰ	Zadara Cloud Storage サービスを提供するために設置される電気通信回線設備及びバーチャルプライベートストレージレイを構成する設備並びにその附属設備であって、Zadara Cloud Storage サービス設備Ⅱ以外のもの
Zadara Cloud Storage サービス設備Ⅱ	Zadara Cloud Storage サービスを提供するために設置される電気通信回線設備及びバーチャルプライベートストレージレイを構成する設備並びにその附属設備であって、西日本サイトに設置されたもの
Zadara Cloud Storage サービス設備等	Zadara Cloud Storage サービス設備Ⅰ又はZadara Cloud Storage サービス設備Ⅱ
Zadara Cloud Storage サービス契約	当社からZadara Cloud Storage サービスの提供を受けるための契約
Zadara Cloud Storage サービス契約者	当社とZadara Cloud Storage サービス契約を締結している者
アクセスポイント	Zadara Cloud Storage サービス設備と当社の他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備との接続点
契約者識別符号	Zadara Cloud Storage サービス契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当社がZadara Cloud Storage サービス契約に基づいて当該契約者に割り当てるもの
アカウント情報	Zadara Cloud Storage サービス契約者がZadara Cloud Storage サービスを利用するにあたり、Zadara Cloud Storage 契約者が当社に提供するZadara Cloud Storage サービス利用に関する情報（例：契約者識別符号に関連する氏名、電話情報、電子メールアドレス及び支払情報）
エンドユーザー	直接、又は別のZadara Cloud Storage サービス契約者を通じて間接的に、以下を行う個人または団体 (a) Zadara Cloud Storage サービス契約者コンテンツへのアクセスもしくはその利用 (b) Zadara Cloud Storage サービス契約者の契約者識別符号に関連して提供されるZadara Cloud Storage サービスその他へのアクセスもしくはその利用 「エンドユーザー」には、エンドユーザー自らの契約者識別符号に基づきZadara Cloud Storage サービス又はZadara Cloud Storage サービス契約者コンテンツにアクセスし、それらを利用する場合のその個人または団体含まない。

Zadara Cloud Storage サービス契約者コンテンツ	Zadara Cloud Storage サービス契約者又はエンドユーザーが、Zadara Cloud Storage サービス契約者の契約者識別符号に関連して、Zadara Cloud Storage サービスによる処理、保存またはホスティングのために当社に転送するコンテンツ、及びZadara Cloud Storage サービス契約者およびエンドユーザーによるZadara Cloud Storage サービスサービスの利用により、Zadara Cloud Storage サービス契約者またはエンドユーザーが前記から得たコンピュータの結果 (例：Zadara Cloud Storage サービス契約者コンテンツには、Zadara Cloud Storage サービス契約者又はエンドユーザーが、Zadara Cloud Storage サービス内に保存しているコンテンツが含まれる。Zadara Cloud Storage サービス契約者コンテンツには、アカウント情報は含まれない)
料金月	1の暦月の起算日(当社が契約者ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 Zadara Cloud Storage サービスの提供区間等

第4条 Zadara Cloud Storage サービスの提供区間等

当社の Zadara Cloud Storage サービスは 別記 1 に定める提供区間において提供します。

- 2 アクセスポイントの所在変更等は変更することがあります。
- 3 当社は、当社が指定する Zadara Cloud Storage サービス取扱所において、Zadara Cloud Storage サービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第3章 Zadara Cloud Storage サービス契約

第5条 契約の単位

当社は1の契約者識別符号ごとに1のZadara Cloud Storage サービスを締結します。

第6条 共同契約

当社は、1のZadara Cloud Storage サービスについて、Zadara Cloud Storage サービス契約者が2人以上となるZadara Cloud Storage サービス契約（以下「共同契約」といいます。）を締結します。

- 2 前項の場合、Zadara Cloud Storage サービス契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した時も同様とします。

第7条 契約申込の方法

Zadara Cloud Storage サービス契約の申込みをするときは、契約事務を行うZadara Cloud Storage サービス取扱所に対し、当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に定める契約者回線群(L3 契約者回線群に限ります。)又はL3 仮想チャネル群を指定するほか、当社所定の申込みをしていただきます。

第8条 契約申込の承諾

当社は、Zadara Cloud Storage サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、Zadara Cloud Storage サービスの提供に必要なZadara Cloud Storage サービス設備等に余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのZadara Cloud Storage サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込のあったZadara Cloud Storage サービスを提供するために必要なZadara Cloud Storage サービス設備を設置若しくは設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) Zadara Cloud Storage サービス契約の申込みをした者がZadara Cloud Storage サービスに係る料金等（本約款の規定により、支払いを要することとなったZadara Cloud Storage サービスの料金及び割増金等の料金以外の債務を含みます。以下同じとします。）その他の債務（当社の他の契約約款等の規定により支払いを要することとなったZadara Cloud Storage サービスに関するサービス等に関する債務（当社がZadara Cloud Storage サービスの料金として料金月単位で一括して請求するものに限ります。）をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) Zadara Cloud Storage サービス契約の申込みをした者が第20条 Zadara Cloud Storage サービスの利用停止 の規定によりZadara Cloud Storage サービスの利用を停止されているとき、又は当社が行うZadara Cloud Storage サービス契約の解除を受けたことがあるとき。

- (4) Zadara Cloud Storage サービス契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の申告をしたとき。
 - (5) 第 32 条 利用に係る Zadara Cloud Storage サービス契約者の義務の規定に違反するおそれあるとき。
 - (6) Zadara Cloud Storage サービス契約の申込みをした者が当社が提供する電気通信サービスの利用を停止されたことがあるとき、又は当社が行う契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (7) その他 Zadara Cloud Storage サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 当社は前 3 項の規定にかかわらず、次の場合には、その Zadara Cloud Storage サービス契約の申込みを承諾しません。
- (1) Zadara Cloud Storage サービス契約の申込みをした者が特定事業者の定める別に定める規約等に同意しないとき。
 - (2) Zadara Cloud Storage サービス契約の申込みをした者が指定するワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に定める契約者回線群又は L3 仮想チャネル群が存在しないとき。
 - (3) Zadara Cloud Storage サービス契約の申込みをした者（その申込が共同契約であるときはその共同契約を申し出た者のうちいずれかの者をいいます。）が、ワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に定める契約者回線群代表者又は L3 仮想チャネル群に係る契約者回線群代表者が指定した者と異なるとき（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。

第9条 Zadara Cloud Storage サービスのバーチャルプライベートストレージレイの利用の一時中断

当社は、Zadara Cloud Storage サービス契約者から当社所定の方法により請求があったときは、Zadara Cloud Storage サービスの利用の一時中断（その Zadara Cloud Storage サービス契約に係るバーチャルプライベートストレージレイを他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第10条 Zadara Cloud Storage サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止

Zadara Cloud Storage サービス契約者が Zadara Cloud Storage サービス契約に基づいて Zadara Cloud Storage サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第11条 破産等による Zadara Cloud Storage サービス契約の解除

当社は、Zadara Cloud Storage サービス契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその Zadara Cloud Storage サービス契約を解除することがあります。

第12条 Zadara Cloud Storage サービス契約者が行う Zadara Cloud Storage サービス契約の解除

Zadara Cloud Storage サービス契約者は、Zadara Cloud Storage サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、当社所定の方法により、契約事務を行う Zadara Cloud Storage サービス取扱所に通知していただきます。

第13条 当社が行う Zadara Cloud Storage サービス契約の解除

当社は、第 20 条 Zadara Cloud Storage サービスの利用停止 の規定により Zadara Cloud Storage サービスの利用を停止された Zadara Cloud Storage サービス契約者がなおその事実を解消しない場合は、その Zadara Cloud Storage サービス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、Zadara Cloud Storage サービス契約者が第 20 条 Zadara Cloud Storage サービスの利用停止 第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、Zadara Cloud Storage サービスの利用停止をしないでその Zadara Cloud Storage サービス契約を解除することがあります。
- 3 当社は、第 8 条 契約申込の承諾 第 4 項各号のいずれかの規定に該当することとなったときは、その Zadara Cloud Storage サービス契約を解除します。
- 4 当社は、前 3 項の規定により、その Zadara Cloud Storage サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを Zadara Cloud Storage サービス契約者に通知します。

第14条 Zadara Cloud Storage サービス又は付加機能の提供ができなくなった場合の措置

当社は、当社又は Zadara Cloud Storage サービス契約者の責めによらない理由により Zadara Cloud Storage サービス又は付加機能の全部又は一部の提供ができなくなったときは、その提供条件を著しく変更することにならないと当社が判断する範囲内で、その Zadara Cloud Storage サービス又は付加機能に係る提供条件を変更し、又は Zadara Cloud Storage サービス契約の解除又は付加機能の廃止を行うことがあります。

ただし、その Zadara Cloud Storage サービスについて、Zadara Cloud Storage サービス契約者から Zadara Cloud Storage サービス契約の解除又は付加機能の廃止の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、現に提供中の Zadara Cloud Storage サービス又は付加機能について、その提供条件の変更（その Zadara Cloud Storage サービス契約者が現に提供を受けている Zadara Cloud Storage サービス又は付加機能について、その同一条件での提供を継続しつつ、第 8 条 契約申込の承諾 に定めるあらたな承諾を終了するものを除きます。）又はその Zadara Cloud Storage サービス契約の解除又は付加機能の廃止をするときは、あらかじめ、そのことをその Zadara Cloud Storage サービス契約者に通知します。

第15条 契約内容の変更

Zadara Cloud Storage サービス契約者は、第 7 条 契約申込の方法 に基づき申告した契約内容の変更を行うときは、当社所定の方法により請求していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 8 条 契約申込の承諾 の規定に準じて取り扱います。

第16条 その他の提供条件

Zadara Cloud Storage サービス契約に係る本約款におけるその他の提供条件については、別記及び別に定めるところによります。

第4章 付加機能

第17条 付加機能の提供

当社は、Zadara Cloud Storage サービス契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、別表 機能一覧に規定するところにより、付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した Zadara Cloud Storage サービス契約者が、料金表第4 付加機能利用料 に定める付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 第15条 契約内容の変更 の規定は、付加機能について準用します。

第18条 付加機能の廃止

Zadara Cloud Storage サービス契約者は、付加機能を廃止しようとするときは、あらかじめ、当社所定の方法により、そのことを契約事務を行う Zadara Cloud Storage サービス取扱所に通知していただきます。

- 2 当社は、Zadara Cloud Storage サービス契約者がその Zadara Cloud Storage サービス契約を解除し、又は当社がその Zadara Cloud Storage サービス契約を解除したときは、Zadara Cloud Storage サービス契約者から当該 Zadara Cloud Storage サービス契約に係る付加機能を廃止する通知があったものとして取扱います。
- 3 前2項及び第14条 Zadara Cloud Storage サービス又は付加機能の提供ができなくなった場合の措置 に定めるほか、当社は、料金表 第4 付加機能利用料 又は 別表 機能一覧 に特段の定めがあるときは、その付加機能の廃止を行うことがあります。

第5章 利用中止等

第19条 Zadara Cloud Storage サービスの利用中止

当社は、次の場合には、クラウドプラットフォームサービスの利用を中止することがあります。

- (1) Zadara Cloud Storage サービス設備等の保守上やむを得ないとき。
 - (2) 第4条 Zadara Cloud Storage サービスの提供区間等 第2項の規定により、アクセスポイントの所在場所を変更するとき。
 - (3) 契約者識別符号その他の認証用の情報について、不正利用又は漏洩の疑いがあると当社が認めたとき。
- 2 当社は、前項の規定により Zadara Cloud Storage サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを Zadara Cloud Storage サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第20条 Zadara Cloud Storage サービスの利用停止

当社は、Zadara Cloud Storage サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（その Zadara Cloud Storage サービスに係る料金等その他の債務を支払わないときは、その料金等その他の債務が支払われるまでの間）、その Zadara Cloud Storage サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金等その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) Zadara Cloud Storage サービス契約者がその Zadara Cloud Storage サービス又は当社と契約を締結している他の Zadara Cloud Storage サービスの利用において、第32条 利用に係る Zadara Cloud Storage サービス契約者の義務の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (3) Zadara Cloud Storage サービス契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービス（他の Zadara Cloud Storage サービスを含みます。以下本条において同じとします。）又は締結していた他の電気通信サービスに係る料金等その他の債務（その契約により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (4) 前各号のほか、本約款の規定に反する行為であって、Zadara Cloud Storage サービスに関する当社の業務の遂行若しくは Zadara Cloud Storage サービス設備等に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により Zadara Cloud Storage サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を Zadara Cloud Storage サービス契約者に通知します。
- ただし、第1項第2号及び第4号より Zadara Cloud Storage サービスの利用停止をする場合であって、緊急止むを得ないときは、この限りではありません。

第6章 通信

第21条 通信利用の制限等

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関にて利用されている Zadara Cloud Storage サービスであって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる利用を中止する措置を執ることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 4 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が Zadara Cloud Storage サービス設備等に着信しないことがあります。
- 3 Zadara Cloud Storage サービス設備等への通信が、当社等の電気通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合は、その伝送速度を一時的に制限することがあります。

第7章 料金等

第1節 料金

第22条 料金

当社が提供する Zadara Cloud Storage サービスに係る料金は、基本利用料、利用料、付加機能利用料とし、料金表に定めるところによります。

第2節 料金の支払義務

第23条 定額利用料の支払義務

Zadara Cloud Storage サービス契約者は、その Zadara Cloud Storage サービス契約に基づいて当社が Zadara Cloud Storage サービスの提供を開始した日（当社が Zadara Cloud Storage サービス契約に基づいて当該契約者に契約者識別符号を割り当てた日とします。また、付加機能においてはその付加機能の提供を開始した日とします。以下この条において同じとします。）から起算して Zadara Cloud Storage サービス契約の解除（付加機能においてはその付加機能の廃止があった日をいいます。以下この条において同じとします。）があった日までの期間（Zadara Cloud Storage サービスの提供を開始した日と Zadara Cloud Storage サービスの解除があった日が同一の日である場合は、その日）について、当社が提供する Zadara Cloud Storage サービスの態様に応じて、定額利用料（料金表 第2 基本利用料 に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

ただし、本約款又は料金表に特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。

- 2 前項の期間において、利用停止等により Zadara Cloud Storage サービスを利用することができない状態が生じたときの定額料の支払いは、次によります。
 - (1) 利用中止、利用停止又は利用の一時中断があったときは、Zadara Cloud Storage サービス契約者は、その期間中の定額利用料の支払を要します。
 - (2) 前号の規定のほか、Zadara Cloud Storage サービス契約者は、料金表の規定による場合を除き、Zadara Cloud Storage サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払を要します。
- 3 当社は、支払いを要しないこととされた定額利用料が既に支払われているときは、その定額利用料を返還します。

第24条 利用料の支払義務

Zadara Cloud Storage サービス契約者は、料金表第3 利用料又は料金表第4 付加機能利用料 に基づいて算定した利用料の支払いを要します。

ただし、料金表第3 利用料又は料金表第4 付加機能利用料に特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。

- 2 前項の期間において、利用停止等により Zadara Cloud Storage サービスを利用することができない状態が生じたときの定額料の支払いは、次によります。

- (1) 利用中止又は利用停止があったときは、Zadara Cloud Storage サービス契約者は、その期間中の利用料の支払を要します。
 - (2) 利用の一時中断があったときは、利用の一時中断をしているバーチャルプライベートストレージレイに係る料金表第3 利用料(1)Zadara Cloud Storage サービスに係る利用料の算定 に定めるデータ削除バンドル機能、ファイルライフサイクル機能、ディスク及び SSD Cache 容量拡張について、利用料の支払いを要します。
 - (3) 前2 号の規定のほか、Zadara Cloud Storage サービス契約者は、料金表の規定による場合を除き、Zadara Cloud Storage サービスを利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。
- 3 契約者は、利用料について、当社の機器の故障等により正しく算定できない期間が生じた場合は、次の方法により算定した利用料の支払いを要します。
- (1) (2) 以外の場合
把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1 日平均の利用料又は故障等の回復後の7 日間における1 日平均の利用料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
 - (2) 過去1 年間の実績を把握することができる場合
機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日）を含む料金月の前12 料金月の各料金月における1 日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

第3節 料金の計算方法等

第25条 料金の計算方法等

料金の計算方法並びに料金の支払方法は、本約款に特段の定めがある場合を除き、料金表通則に定めるところによります。

第26条 割増金

Zadara Cloud Storage サービス契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第27条 延滞利息

Zadara Cloud Storage サービス契約者は、料金等（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第8章 保守

第28条 修理又は復旧の順位

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第6章第21条 通信利用の制限等の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第9章 損害賠償

第29条 損害賠償

当社は、Zadara Cloud Storage サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったときは、その Zadara Cloud Storage サービスが全く利用できない状態（当該 Zadara Cloud Storage サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該 Zadara Cloud Storage サービス契約者の損害を賠償します。

- 2 第1項の場合において、当社は、Zadara Cloud Storage サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該 Zadara Cloud Storage サービスに係る次の料金の合計額を料金表通則の規定に準じて算出し、その額に限って、その合計額を発生した損害とみなし、12 料金月分の金額を上限に賠償します。
 - (1) 料金表 第2 基本利用料 に定める定額利用料
 - (2) 料金表 第3 利用料又は 第4 付加機能利用料 に定める利用料（Zadara Cloud Storage サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日が属する料金月の前3 料金月の1 日当たりの平均利用料（前3 料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、Zadara Cloud Storage サービスを全く利用できない状態が生じた日以前の実績が把握できる期間における1 日当たりの平均の利用に関する料金）により算出します。）
- 3 当社は、Zadara Cloud Storage サービス設備等その他の電気通信設備に蓄積されたデータが滅失し、毀損し、漏洩し、又は本来の利用目的以外に使用されたことにより発生する損害については、責任を負いません。
- 4 当社は、Zadara Cloud Storage サービスで提供する機能の内容及び実施結果について、その完全性、正確性、確実性又は有用性等につき、いかなる保証も行わないものとし、当社に故意又は重過失がある場合を除き、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。
- 5 当社は、Zadara Cloud Storage サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重過失によりその提供をしなかったときは、前3 項の規定は適用しません。

第30条 免責

天災地変、騒乱、暴動、労働争議その他当社の責めに帰すべからざる事由による本契約の不履行又は遅滞について、当社は、契約者又はその他の第三者に対してその責任を負わないものとします。

第10章 雑則

第31条 承諾の限界

当社は、Zadara Cloud Storage サービス契約者から本約款の規定の適用に係る請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした Zadara Cloud Storage サービス契約者にお知らせします。

第32条 利用に係る Zadara Cloud Storage サービス契約者の義務

Zadara Cloud Storage サービス契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (2) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、Zadara Cloud Storage サービスを利用しないこと。
 - (3) 契約者識別符号その他の認証用の情報について、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態が発生したときは、そのことを速やかに Zadara Cloud Storage サービス取扱所に届け出ること。
 - (4) Zadara Cloud Storage サービス契約者は、Zadara Cloud Storage サービスの全部又は一部を Zadara Cloud Storage サービス契約者以外の者に使用させる場合は、その Zadara Cloud Storage サービスを使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- 2 当社は、Zadara Cloud Storage サービス契約者の行為が別記 5 に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第 1 号の義務に違反したものとみなします。
- 3 Zadara Cloud Storage サービス契約者は、第 1 項の規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。
- 4 当社は、Zadara Cloud Storage サービス契約者の契約者識別符号その他の認証用の情報によって本サイトが利用された場合、当該 Zadara Cloud Storage サービス契約者本人による利用とみなします。Zadara Cloud Storage サービス契約者以外の第三者により本サイト又はアカウント情報が不正に使用され、これにより Zadara Cloud Storage サービス契約者に損害が発生した場合であっても、当社は一切責任を負わず、当該 Zadara Cloud Storage サービス契約者にてその責任を負うものとします。

ただし、当社の故意又は重過失による場合は、この限りではありません。

第32条 の2 Zadara Cloud Storage サービス契約者に係る情報の取得

Zadara Cloud Storage サービス契約者は、本サービス提供にかかわるものの氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を当社が取得することを承諾するものとします。

第33条 Zadara Cloud Storage サービス契約者の氏名等の通知

当社は、特定事業者から要請があったときは、Zadara Cloud Storage サービス契約者の氏名及び住所等をその特定事業者に通知します。

第34条 Zadara Cloud Storage サービス契約者に係る情報の利用

当社は、第32条の2に定めるZadara Cloud Storage サービス契約者に係る情報を、当社のZadara Cloud Storage サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金等の適用又は料金等その他の債務の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（Zadara Cloud Storage サービス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

- 2 第32条の2及び前項に定めるほか、本サービスに関して取得したZadara Cloud Storage サービス契約者に関する情報の取扱いについては、別途当社の定める「KDDI プライバシーポリシー（<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>）」が適用されます。

第35条 Zadara Cloud Storage サービス契約者のコンテンツの移動等

Zadara Cloud Storage サービス契約者は、Zadara Cloud Storage サービス契約者コンテンツが保存されるサイトを指定することができます。Zadara Cloud Storage サービス契約者は、自らが選択するサイトにおける Zadara Cloud Storage サービス契約者コンテンツの保存および当該サイトへの Zadara Cloud Storage サービス契約者コンテンツの転送に同意していただきます。

- 2 当社は、提供される Zadara Cloud Storage サービスを維持もしくは提供するのに必要な場合、又は法律若しくは政府機関の拘束力ある命令を遵守するのに必要な場合を除き、Zadara Cloud Storage サービス契約者コンテンツにアクセス若しくはそれを利用しません。
- 3 当社は、法律又は政府機関の拘束力ある命令を遵守するのに必要な場合を除き、いかなる政府又は第三者に対しても、Zadara Cloud Storage サービス契約者コンテンツを開示しません。
- 4 法律又は政府機関の拘束力ある命令に違反することにならない限り、当社は、本条に言及のある法的要件または拘束力ある命令について Zadara Cloud Storage サービス契約者に通知します。
- 5 当社は、第 34 条 Zadara Cloud Storage サービス契約者に係る情報の利用の規定に従ってのみ Zadara Cloud Storage サービス契約者のアカウント情報を利用するものであり、Zadara Cloud Storage サービス契約者は、係る利用に同意していただきます。
- 6 第 34 条 Zadara Cloud Storage サービス契約者に係る情報の利用 の規定は、Zadara Cloud Storage サービス契約者コンテンツには適用されません。

第36条 閲覧

本約款において、別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供しません。

第37条 料金等の請求その他提供条件

Zadara Cloud Storage サービスに係る料金等の債務の請求その他提供条件については、本約款のほか、当社が別に定めるところによります。

第11章 附帯サービス

第38条 付帯サービス

Zadara Cloud Storage サービスに関する附帯サービスの取扱いについては別記に定めるところによります。

別記

1 Zadara Cloud Storage サービスの提供区間

(1) 当社の Zadara Cloud Storage サービスは、次の区間において提供します。

区 分	提 供 区 間
Zadara Cloud Storageサービス	(1) アクセスポイントとZadara Cloud Storageサービス設備Ⅰ又はZadara Cloud Storageサービス設備Ⅱとの間 (2) Zadara Cloud Storageサービス設備ⅠとZadara Cloud Storageサービス設備Ⅱとの間

2 Zadara Cloud Storage サービス契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により Zadara Cloud Storage サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行う Zadara Cloud Storage サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合において、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

3 Zadara Cloud Storage サービス契約者の氏名等の変更

- (1) Zadara Cloud Storage サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行う Zadara Cloud Storage サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1) の届出があったときは、その届け出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) Zadara Cloud Storage サービス契約者が(1) の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社が本約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情

	報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社
--	--------------------------------------

5 Zadara Cloud Storage サービス契約者の禁止行為

Zadara Cloud Storage サービス契約者は、Zadara Cloud Storage サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の Zadara Cloud Storage サービス設備等の利用又は運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為若しくはそのおそれのある状況を放置する行為
- (2) 自己以外の者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はその恐れのある行為
- (3) 自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して法令に違反する行為
- (8) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (10) Zadara Cloud Storage サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は不当に消去する行為
- (11) 自己以外の者になりすまして Zadara Cloud Storage サービスを利用する行為
- (12) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (13) 他人が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (14) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (15) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (16) その他法令又は本約款等に違反する行為
- (17) (1) から (16) までのいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

6 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

7 管理用サイト等の提供

当社は、当社が別に定めるところにより、管理用サイト等（インターネット又は本約款に定めるワイドエリアバーチャルスイッチ接続機能若しくはクラウドプラットフォームサービス接続機能を介して、その Zadara Cloud Storage サービス契約者の Zadara Cloud Storage サービスの使用に係るバーチャルプライベートディスクアレイの設定又は管理等を行うことができるインターフェースをいいます。以下同じとします。）を提供します。

8 支払証明書の発行

- (1) 当社は、Zadara Cloud Storage サービス契約者から請求があったときは、その Zadara Cloud Storage サービス契約者に係る Zadara Cloud Storage サービスの支払証明書を発行します。
- (2) Zadara Cloud Storage サービス契約者は、(1)の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表 第5 附帯サービスに関する料金等に規定する料金等の支払いを要します。

料金表

第1 通則

1 料金の計算方法

- (1) 当社は、料金は、料金月に従って計算します。
- (2) 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- (3) 当社は、料金については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- (4) 当社は、料金その他の計算については、税抜価格（消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。）により行います。

2 定額利用料の日割

- (1) 当社は、次のいずれかの場合、定額利用料をその利用日数（エの規定による定額利用料の日割は、変更後の料金月に含まれる日数）に応じて日割りします。ただし、料金表に特段の定めがあるときは、この限りではありません。
 - ア 料金月の起算日以外の日、Zadara Cloud Storage サービスの提供の開始があったとき。
 - イ 料金月の起算日以外の日、Zadara Cloud Storage サービス契約の解除があったとき。
 - ウ 料金月の起算日以外の日、定額利用料の額が増加又は減少したとき。
 - エ 1の(2)に基づく起算日の変更があったとき。
 - オ その他特段の規定（定額利用料を日割する旨を定めた本約款中のものに限り、）の適用を受けるとき。
- (2) (1)の規定による定額利用料の日割は、料金月の日数により行います。
- (3) (1)のウに定める場合において、増加又は減少後の定額利用料はその増加又は減少のあった日から適用します。

3 端数処理

- (1) 当社は、料金等の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (2) ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

4 料金等の支払い

- (1) Zadara Cloud Storage サービス契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- (2) 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

5 少額料金の翌月払い

当社は、当該月に請求すべき料金の総額が1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

6 料金の一括後払い

当社は、5 の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、Zadara Cloud Storage サービス契約者の承諾を得て、2 か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

7 消費税相当額の加算

第 23 条 定額利用料の支払義務 の規定、第 24 条利用料の支払義務 の規定 その他本約款の規定により、支払いを要するものとされている料金の額は、本約款に定める税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、Zadara Cloud Storage サービスの延滞利息については、この限りではありません。

8 料金等の臨時減免

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

9 サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用

当社は、1 のバーチャルプライベートストレージレイごとに別記 1 Zadara Cloud Storage サービスの提供区間において、その Zadara Cloud Storage サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合の時間（そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が連続した時間をいいます。）が1分以上連続してもなお故障の復旧に係る対応（以下「故障対応」といいます。）を開始できないとき（その Zadara Cloud Storage サービス契約者が、当該故障対応の開始時刻を指定した場合を除きます。）に限り、当該料金月における料金表 第 2 基本利用料、第 3 利用料及び第 4 付加機能利用料の適用欄と料金欄との規定によって算出される料金の合計額（以下「返還基準額」といいます。）に下表の料金返還率を乗じて得た額（以下「故障回復時間返還額」といいます。）を Zadara Cloud Storage サービス契約者に返還します。ただし、その Zadara Cloud Storage サービスについて、利用停止、利用停止又は当社が別に定める事項に該当する場合は、この限りではありません。

故障対応が開始ができない状態が連続した時間	料 金 返 還 率
1分以上121分未満	5%
121分以上421分未満	25%
421分以上841分未満	50%
841分以上1441分未満	75%
1441分以上	100%

10 料金等の請求

Zadara Cloud Storage サービスに係る料金その他の債務に係る当社からの請求は、本約款、当社が別に定める「ご請求に関する手続き（<https://biz.kddi.com/support/payment/>）」、当社の「『請求統合』に係る取扱い規約」、

「WEB de 請求書ご利用規約」又は「『KDDIまとめて請求』に係る取扱い規約」その他当社が別に定めるところにより行われるものとします。

第2 基本利用料

1 適用

Zadara Cloud Storage サービスに係る基本利用料の適用については、第 23 条 定額利用料の支払義務の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) Zadara Cloud Storage サービスに係る基本利用料の算定	Zadara Cloud Storage サービスに係る基本利用料は、料金表 第 2 基本利用料 2 料金額 (1) 定額利用料に定めるものとします。
(2) 特定サービスを利用する Zadara Cloud Storage サービス契約者に係る基本利用料の減免	ア 特定サービスを利用する Zadara Cloud Storage サービス契約者に係る基本利用料の減免（以下この欄に限り「本取扱い」といいます。）とは、Zadara Cloud Storage サービス契約者が、その契約者が当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款又は KDDI クラウドプラットフォームサービス契約約款（以下「特定サービス約款」といいます。）のそれぞれに定めるサービス又は付加機能（別に定めるものに限ります。以下「特定サービス」といいます。）を利用している料金月においては、第 23 条 定額利用料の支払義務の規定にかかわらず料金表 第 2 基本利用料 2 料金額 (1) 定額利用料 ア 基本利用料の支払いを要さない取扱いのことをいいます。 イ Zadara Cloud Storage サービス契約者は、当社所定の方法で特定サービスを利用している旨を当社に申し出ていただきます。 ウ Zadara Cloud Storage サービス契約者は、特定サービスの解除又は廃止があったときは、その旨を特定約款の定める方法のほか、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。 エ 当社は、イの申し出があった日が属する料金月から、ウの申し出があり Zadara Cloud Storage サービス契約者の特定サービスの利用がなくなったことが確認できた日が属する料金月までの間、本取扱いの適用を行います。 オ ウの規定のほか、当社が Zadara Cloud Storage サービス契約者がイで申し出た全ての特定サービスについて当該契約者の解除又は廃止の申出があったことを確認できたときは、その翌料金月から本取扱いの適用を廃止します。

2 料金額

(1) 定額利用料

ア 基本利用料

単 位	料金額 (税抜価格)
-----	---------------

	(税込価格)
1 のサイトごとに	100,000円 (110,000円)

第3 利用料

1 適用

利用料の適用については、第 24 条 利用料の支払義務 の規定のほか、次の通りとします。

区 分	内 容														
(1) Zadara Cloud Storage サービスに係る利用料の算定	ア Zadara Cloud Storage サービスに係る利用料は、次に定める表に定める左欄の区分に対応する右欄の単位ごとに(2)に基づいて測定した利用時間と料金表第 3 利用料 2 料金額に対応する区分ごとの単価又は別表 機能一覧に定めるモデル名に対応する単価の規定に基づいて積算し小数点以下を切り捨てた金額を加算して算定するものとします。														
	<table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th></tr><tr><td>仮想コントローラ</td><td>1 個</td></tr><tr><td>データ削減バンドル機能</td><td>1 バーチャルプライベートストレージアレイ</td></tr><tr><td>ファイルライフサイクル機能</td><td>1 バーチャルプライベートストレージアレイ</td></tr><tr><td>ディスク</td><td>1 個</td></tr><tr><td>SSD Cache 容量拡張</td><td>200G</td></tr><tr><td>コンテナサービス</td><td>1 個</td></tr></table>	区 分	単 位	仮想コントローラ	1 個	データ削減バンドル機能	1 バーチャルプライベートストレージアレイ	ファイルライフサイクル機能	1 バーチャルプライベートストレージアレイ	ディスク	1 個	SSD Cache 容量拡張	200G	コンテナサービス	1 個
	区 分	単 位													
	仮想コントローラ	1 個													
	データ削減バンドル機能	1 バーチャルプライベートストレージアレイ													
	ファイルライフサイクル機能	1 バーチャルプライベートストレージアレイ													
	ディスク	1 個													
	SSD Cache 容量拡張	200G													
	コンテナサービス	1 個													
	イ 当社は、アにおいて、その料金月の起算日の午前 9 時 0 分 0 秒から次の料金月の起算日の午前 8 時 59 分 59 秒までの間の利用実績を、その料金月の利用実績として取り扱います。														
(2) Zadara Cloud Storage サービスに係る利用時間の測定	ア Zadara Cloud Storage サービスに係る利用時間は、Zadara Cloud Storage サービス契約者が管理用サイト等で所定の操作をした時点を起算時刻、又は廃止時刻として測定します。														
	イ アの測定の結果、1 時間に満たない利用時間の部分は、1 時間利用したものとみなして料金を算定します。														
	ウ Zadara Cloud Storage サービスに係る利用時間の測定に関して、その他の条件は当社が別に定めるところによります。														

2 料金額

(1) 利用料

ア 仮想コントローラ

次の当社のウェブサイトの規定する料金額

<https://zadara.cloud-platform.kddi.ne.jp/pricing/pricing-list/#仮想コントローラ>

イ ディスク

次の当社のウェブサイトの規定する料金額

<https://zadara.cloud-platform.kddi.ne.jp/pricing/pricing-list/#ディスク>

イ の 2 データ削減バンドル機能

単価 (1 時間ごと、税抜価格 (税込価格))
258. 70 円 (284. 57 円)

イ の 3 ファイルライフサイクル機能

単価 (1 時間ごと、税抜価格 (税込価格))
52. 00 円 (57. 2 円)

ウ SSD Cache 容量拡張

単価 (1 時間ごと、税抜価格 (税込価格))
32. 50 円 (35. 75 円)

エ コンテナサービス

モデル名	単価 (1 時間ごと、税抜価格 (税込価格))
01	-
02	26. 00 円 (28. 60 円)
04	52. 00 円 (57. 20 円)
06	97. 50 円 (107. 25 円)
08	195. 00 円 (214. 50 円)

第4 付加機能利用料

1 適用

付加機能利用料の適用については、第 24 条 利用料の支払義務の規定によるほか次表の通りとします。

区 分	内 容
(1) 削除	ア 削除
(2) Backup to Object Storage 機能に係る付加機能利用料の算定	ア Backup to Object Storage 機能に係る付加機能利用料は、所定の方法でバックアップ対象として指定した結果算出されるバックアップ対象のデータ容量と 2 料金額 (1) 利用料 イ Backup to Object Storage 機能に定める単価を積算した料金額について、その料金月に属するもの (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額に限ります。) を総合計することにより算定します。 イ アにおいて、当社は、その料金月の起算日の午前 9 時 0 分 0 秒から次の料金月の起算日の午前 8 時 59 分 59 秒までの間に属する利用実績を、その料金月の利用実績として取り扱います。

2 料金額

(1) 利用料

ア 削除

イ Backup to Object Storage 機能

区分	単価 (1GB ごと、税抜価格 (税込価格))
バックアップ対象のデータ容量	5.20 円 (5.72 円)

第5 附帯サービスに関する料金等

1 支払証明書の発行手数料

(1) 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記8の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
支払証明書等の発行手数料の適用	Zadara Cloud Storageサービス契約者は、(2)の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

(2) 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400円 (440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

別表 機能一覧

種 類	説明及び提供条件	
(1) ワイドエリアバーチャルスイッチサービス接続機能	Zadara Cloud Storageサービス契約者に係るバーチャルプライベートストレージレイと電気通信回線及びその電気通信回線の一端にあるアクセスポイントを介してZadara Cloud Storageサービス契約者の指定するワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に定める契約者回線群(L3契約者回線群に限ります。)又はL3仮想チャネル群と接続し通信できるようにする機能	
	提供条件	ア 本機能において、1のZadara Cloud Storageサービス契約者について必ず1の接続を提供いたします。 イ 本機能に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。
(2) クラウドプラットフォームサービス接続機能	Zadara Cloud Storageサービス契約者に係るバーチャルプライベートストレージレイと電気通信回線及びその一端にあるアクセスポイントを介して当社のクラウドプラットフォームサービス契約約款に定める別に定める設備等とを通信できるようにする機能	
	提供条件	ア 本機能は、Zadara Cloud Storageサービス契約者から当社への請求に基づいて提供いたします。 イ 本機能に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(3) 仮想コントローラ	バーチャルプライベートストレージレイを構成する要素の1つでバーチャルプライベートストレージレイの管理と制御を行うもの
提供条件	ア 本機能は、Zadara Cloud Storageサービス契約者から当社への請求に基づいて提供いたします。 イ Zadara Cloud Storageサービス契約者は、所定の方法で1つのバーチャルプライベートストレージレイごとに次の当社のウェブサイトで定めたモデルの中から1つのモデルを選択していただきます。 https://zadara.cloud-platform.kddi.ne.jp/pricing/pricing-list/#仮想コントローラ ウ 当社は、本機能を利用した場合に生じた情報の破損若しくは滅失による損害又はバーチャルプライベートストレージレイ上の記憶領域に蓄積された情報等に起因する損害については、当社の故意又は重過失による場合を除き、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 エ 本機能に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。
(3) の2 データ削減バンドル機能	バーチャルプライベートストレージレイ内で、重複排除、圧縮、ランレングス圧縮と0パターンマッチングを提供する機能
提供条件	ア 本機能は、Zadara Cloud Storageサービス契約者から当社への請求に基づいて提供いたします。 イ 本機能を利用できるのは、当社が別に定めるモデルの仮想コントローラを利用しているバーチャルプライベートストレージレイに限ります。 ウ 本機能に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。
(3) の3 ファイルライフサイクル機能	バーチャルプライベートストレージレイ内におけるデータ容量の利用状況を所定の方法で分析し表示する機能
提供条件	ア 本機能は、Zadara Cloud Storageサービス契約者から当社への請求に基づいて提供いたします。 イ 本機能を利用できるのは、当社が別に定めるモデルの仮想コントローラを利用しているバーチャルプライベートストレージレイに限ります。 ウ 本機能に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(4) ディスク	
	バーチャルプライベートストレージレイを構成する要素の1つで磁気ディスク装置に準じるもの 提供条件 ア 本機能は、Zadara Cloud Storageサービス契約者から当社への請求に基づいて提供いたします。 イ Zadara Cloud Storageサービス契約者は、所定の方法で1つのディスクを請求するごとに次の当社のウェブサイトで定めたモデルの中から1つのモデルを選択していただきます。 https://zadara.cloud-platform.kddi.ne.jp/pricing/pricing-list/#ディスク ウ 当社は、本機能を利用した場合に生じた情報の破損若しくは滅失による損害又はバーチャルプライベートストレージレイ上の記憶領域に蓄積された情報等に起因する損害については、当社の故意又は重過失による場合を除き、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 エ 本機能に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。
(3) SSD Cache容量拡張	
	バーチャルプライベートストレージレイを構成する要素の1つであるSSD Cacheの容量を拡張するもの。 提供条件 ア 本機能は、Zadara Cloud Storageサービス契約者から当社への請求に基づいて提供いたします。 イ Zadara Cloud Storageサービス契約者は、所定の方法で本機能利用を請求する際に拡張するSSD Cacheの容量を200GBの倍数で指定していただきます。 ウ 当社は、本機能を利用した場合に生じた情報の破損若しくは滅失による損害又はバーチャルプライベートストレージレイ上の記憶領域に蓄積された情報等に起因する損害については、当社の故意又は重過失による場合を除き、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(4) コンテナサービス	バーチャルプライベートストレージレイを構成する要素の1つで、バーチャルプライベートストレージレイ内で所定の方式でアプリケーションを動作させることのできる機能													
	提供条件	ア 本機能は、Zadara Cloud Storageサービス契約者から当社への請求に基づいて提供します。												
		イ Zadara Cloud Storageサービス契約者は、所定の方法で1つのバーチャルプライベートストレージレイごとに次表の中から利用する1つのモデルを選択していただきます。												
		<table><tr><th>モデル名</th><th>性能</th></tr><tr><td>01</td><td>2vCPU メモリ:0.5GBを搭載するもの</td></tr><tr><td>02</td><td>2vCPU メモリ:1GBを搭載するもの</td></tr><tr><td>04</td><td>4vCPU メモリ:2GBを搭載するもの</td></tr><tr><td>06</td><td>6vCPU メモリ:4GBを搭載するもの</td></tr><tr><td>08</td><td>8vCPU メモリ:8GBを搭載するもの</td></tr></table>	モデル名	性能	01	2vCPU メモリ:0.5GBを搭載するもの	02	2vCPU メモリ:1GBを搭載するもの	04	4vCPU メモリ:2GBを搭載するもの	06	6vCPU メモリ:4GBを搭載するもの	08	8vCPU メモリ:8GBを搭載するもの
		モデル名	性能											
01	2vCPU メモリ:0.5GBを搭載するもの													
02	2vCPU メモリ:1GBを搭載するもの													
04	4vCPU メモリ:2GBを搭載するもの													
06	6vCPU メモリ:4GBを搭載するもの													
08	8vCPU メモリ:8GBを搭載するもの													
ウ 当社は、本機能を利用した場合に生じた情報の破損若しくは滅失による損害又はバーチャルプライベートストレージレイ上の記憶領域に蓄積された情報等に起因する損害については、当社の故意又は重過失による場合を除き、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとしします。														
エ 本機能に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。														
(5) 削除														

(6) Backup to Object Storage機能	ディスクに記憶されているデータを所定の方式で当社が別に定める設備に保存する付加機能。
	提供条件 ア 本機能は、Zadara Cloud Storageサービス契約者から当社への請求に基づいて提供します。 イ 当社は、本機能を利用した場合に生じた情報の破損若しくは滅失による損害又はバーチャルプライベートストレージレイ上の記憶領域に蓄積された情報等に起因する損害については、当社の故意又は重過失による場合を除き、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 ウ 本機能を利用するZadara Cloud Storageサービス契約者が当社が別に定める設備以外の設備をデータの保存先に指定している場合、当社は当該機能の廃止をすることがあります。その場合、当社は本機能の廃止をする旨を、当該Zadara Cloud Storageサービス契約者に事前に通知します。 エ 本機能に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。
(7) Backup to Object Storageリストア機能	当社所定の方式で外部に保管されている外部データからバーチャルプライベートストレージレイ内に所定の方式でデータを復元する機能。
	提供条件 ア 本機能は、Zadara Cloud Storageサービス契約者から当社への請求に基づいて提供いたします。 イ 当社は、本機能の内容及び実施結果について、その即時性につき、いかなる保証も行わないものとし、当社の故意又は重過失による場合を除き、本機能の利用により生じた結果に対する損害賠償その他何らの責任も負いません。 ウ 当社は、本機能を利用した場合に生じた情報の破損若しくは滅失による損害又はバーチャルプライベートストレージレイ上の記憶領域に蓄積された情報等に起因する損害については、当社の故意又は重過失による場合を除き、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 エ 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

附則

（実施時期）

本約款は、令和 2 年 11 月 30 日から実施します。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和 3 年 1 月 29 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

本約款は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します

附則

（実施時期）

本約款は、令和 3 年 8 月 1 日から実施します

附則

（実施時期）

本約款は、令和 3 年 8 月 2 日から実施します。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和 3 年 12 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

1 この改正規定は、令和 4 年 3 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施時期）

本約款は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。

附則

（実施時期）

本約款は、令和 4 年 8 月 31 日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和4年12月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和5年4月17日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和6年9月2日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったZadara Cloud Storageサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和7年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったZadara Cloud Storageサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和7年2月14日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったZadara Cloud Storageサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。